

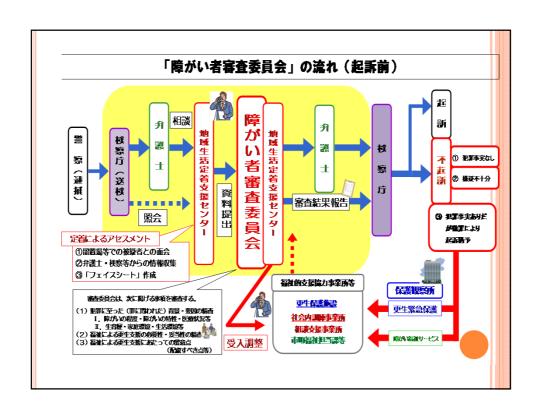
滋賀県障がい者審査委員会

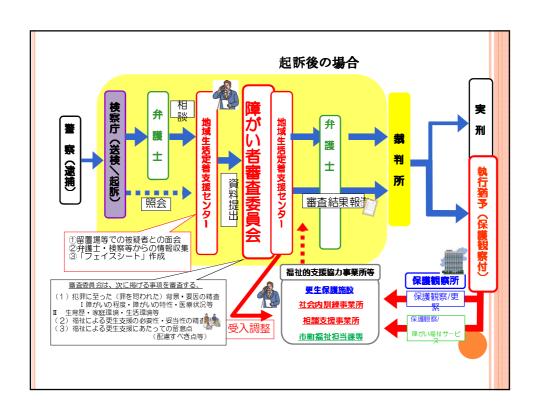
委員 5名

- 障害者更生相談所 心理判定員
- 精神保健福祉センター 精神保健福祉士
- 精神医療センター 精神科医
- 自立支援協議会 障がい者相談支援専門員
- 大学教員

発足式 平成24年12月21日

事務局 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団 滋賀県地域生活定着支援センター





ようするに

- 2012年12月に活動を開始し、検察官か担当弁護士からの依頼に基づき、起訴の前後にかかわらず、
- ・被疑事実に争いのない事件に関して、障がいの有無と、 その障害の状態に応じた支援サービスを検討し、依頼 を受けたところに意見を提出する。
- ●委員は、精神科医、心理士、PSW、施設職員、学識経験者などの5名からなり、事務局は地域生活定着支援センターが担い、事前の資料調査や面接も障害者支援に慣れた事務局員が行っている。
- 委員会自体は、月に1回2時間を予定しているが、対象 事例がないと開催されないこともある。

活動しての感想1

- 1 事例選択と本人・家族の同意の困難さ 手帳の無い場合もあり、障がいとされることへの抵抗が強く、手 続きを拒否される。 「個人情報使用」「審査会にのせる」「福祉的支援を受ける」の3点
- 2 司法手続き段階による役割・期待の違い 手続き選択(起訴不起訴)か処遇選択か
- 3 アセスメントの方法 特に犯罪そのもののアセスメントと、間接的な(直接対面しない) アセスメントへの違和感
- 4 必要な情報や検査へのアクセス 関係機関などへの照会

活動しての感想2

- 5 福祉サービスの準備について 司法手続き上、どこまでの準備を行うか。 支援の可能性の提示と、具体的サービスの準備。
- 6 再犯のリスクをどう考え、確認するか
- 7 有責性をどう考えるか
- 8 報告の形式と内容 何を結論として、特に主文をどうするか。

制度的課題として

既存の刑事司法制度の中に無理矢理ねじ込んでいる感があり 事前に整理が必要な部分が多数ある。

- 1 そもそも鑑定や簡易鑑定との違いをどうとらえるか。
- 2 捜査段階での支援を検討する場合と、検察の枠内で行う場合
- 3 起訴後に実施する場合 特に行為能力を争う余地が生じる場合
- 4 勾留中の、面接や心理検査の保障
- 5 審査に求められるもの。サービス適合性の有無と 具体的サービス準備の手続き二分論
- 6 審査結果の責任と本人への強制
- 7 審査結果への異議申立

犯罪に有効な福祉支援とは

- 福祉支援は何の為に行うのか 犯罪抑止のための福祉支援という考え方でよいのか 元々福祉の支援が届いていなかったことが問題
- 理念的にそうであったも、再犯は防ぐ必要がある。 「福祉の敵は福祉」「福祉の閉鎖性・排除姓」の克服
- 実質的に再犯可能性を下げる有効な支援 今の福祉支援で間に合うのか 「支援はするが、うちが支援している人が再犯すると 施設自体が存続できなくなる」
- 福祉が安心して支援できる仕組みをどう創るのか